

# 事業実施規程

平成22年	4月20日	制定
平成23年	6月7日	一部改定
平成26年	5月21日	一部改定
平成26年	9月9日	一部改定

一般社団法人 マンション計画修繕施工協会

一般社団法人マンション計画修繕施工協会(以下「本会」という。)は、定款第38条の定めに基づき、事業実施に関する規程を次のとおり定める。

## (入会)

第1条 本会の正会員または賛助会員となろうとする者(以下「入会申込者」という。)は、定款第8条の定めに基づき本会所定の入会申込書に別に定める書類を添えて本会に提出するものとする。

2 本会は、第1項に定める入会申込書類について疑義あるときは、本会が必要と認める書類の提出、そしてその説明を求めることができる。

## (承認手続)

第2条 本会は、別に定める本会入会基準規程に基づき審査し、理事会の承認を得る。

2 本会は、第1項の承認を得た正会員もしくは賛助会員入会申込者に対し、入会承認書を交付する。

3 本会は、入会を承認された正会員に対し、会員証を貸与する。

4 会員証の再貸与および追加貸与は、有償とする。

## (会員)

第3条 法人である正会員は、代表者1名を会長に届け出るものとする。

2 前項の代表者は、法人を代表する役員またはこれに準ずる者とする。

## (退会)

第4条 会員は、本会を退会しようとするときは、定款第11条の規定に基づき本会所定の退会届を、退会希望日の1月前までに会長に提出するものとする。

2 定款第11条第2項による義務を完了した場合は、理事会は原則としてその退会を承認するものとする。

3 正会員は、定款第10条の規定により会員資格を喪失したときは、本会が貸与した会員証を返還しなければならないものとする。

## (役員代理)

第5条 役員が役員会に出席できない場合には、会員企業の役員またはこれに準ずる者がオブザーバーとして出席することができる

## (正副会長会)

第6条 本会事業の適正かつ積極的推進を図るため、会長、副会長、専務理事及び常務理事により構成する正副会長会をおく。

## (委員会)

第7条 会務を分担するため次に掲げる委員会をおき、各号に定める業務を行う。

(1) 総務・労務管理委員会 本会の組織・運営及び労務管理に関する事項

- (2) 技術委員会 マンション計画修繕に必要な技術に関する事項
  - (3) 教育研修委員会 マンション計画修繕に必要な研修会に関する事項
  - (4) 広報委員会 マンション計画修繕についての広報、宣伝に関する事項
  - (5) 安全・品質管理委員会 保証事業の運営及び施工の安全、品質管理に関する事項
- 2 前項に規定する委員会のほか、特に必要があると認めるときは、理事会の承認を得て委員会を追加設置することができる。
  - 3 前2項に規定する委員会は、正会員のほか、会員会社役員もしくは職員についても選任範囲とする。
  - 4 第1項および第2項に規定する委員会は、その付託する事案の調査・検討を行う小委員会（ワーキンググループ）をおくことができる。
  - 5 前項に規定する小委員会の小委員長および委員は、委員長が委嘱する。

（委員長、副委員長）

第8条 第6条に規定する委員会に委員長、副委員長をおく。

- 2 委員長は、理事の中から会長がこれを委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会において議長をつとめる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 委員会委員の任期は、理事の任期と同一とする。但し再任を妨げない。

（地方支部）

第9条 各地区における会員の計画修繕業務の改善向上をはかるとともに、本会事業に関し地区会員の意思を反映させるため地方支部をおくことができる。

- 2 地方支部の組織および運営に関する規程は、理事会の承認を得て別に定める。

（経理）

第10条 本会の資産は現金のほか、銀行預金または金銭信託とし、その他にも公社債、貸付信託受益証券等に運用できるものとする。

- 2 預金等の運用に際しては、理事会の議決を経るものとする。

（旅費）

第11条 役員、委員、及び職員が業務で出張するときは、別に定める旅費規程により旅費を支給する。

（費目間の流用）

第12条 予算の費目間の流用は差支えない。

（施行細目）

第13条 この細則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会において別に定める。

（細則の変更）

第14条 この細則は、理事会の承認を得なければ、変更することができない。